



平成 29 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 三櫻工業株式会社  
 代 表 者 取締役社長 篠原 利幸  
 (コード番号：6584 東証第一部)  
 問 合 せ 先 取締役常務執行役員 田 村 豊  
 法 務 ・ C S R 部 長  
 (TEL.03-5793-8411)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 23 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 21 日開催予定の第 109 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

取締役会の運営の柔軟性を確保するため、第 21 条（取締役会の招集権者および議長）を変更をするものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示す。)

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会の定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項により定められた招集権者または議長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日  
 定款変更の効力発生日

平成 29 年 6 月 21 日 (水)  
 平成 29 年 6 月 21 日 (水)

以 上